# 第8章 総合的なバリアフリーの展開に向けて

高齢者や障がいのある方等をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った方等、あらゆる方が安全かつ安心して、また、快適に暮らすためには、施設整備(ハード整備)だけでなく、周囲の方たちの理解が必要です。高齢者や障がいのある方等について正しく理解し、対等な立場となってお互いに助け合う「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

# ①高齢者、障がいのある方、乳幼児連れ、妊産婦等も安心して外出できる環境づくり

公共交通機関、建築物、道路などにおいて、高齢者、障がいのある方、外国人、LGBT等が受ける移動や利用の制約は異なるため、お互いに理解し支え合うことが重要です。

例えば、トイレの利用においては、一般トイレを利用できる方が多機能トイレを利用することで、 多機能トイレの様々な設備や機能を真に必要とする方が必要なときに利用できない場合があります。 このように、施設の移動や利用においては、高齢者、障がいのある方、外国人、LGBT等についての 理解を深め、支え合うことが重要であるため、ポスターやチラシによる啓発などに取り組み、高齢者、 障がいのある方等が安心して外出できる環境づくりを推進します。

### ②バリアフリー化された施設における利用者マナーの改善

建築物、公園、路外駐車場、駅前広場などに整備されている障がい者用停車施設や障がい者用駐車施設では、健常者が利用していることで、身体の機能上の制限を受ける高齢者、障がいのある方等が利用できない場合があります。このように、バリアフリー化された施設の機能を十分に発揮させるためには、利用者のマナー向上が重要であるた

め、バリアフリー化された施設においては、施設や設備の 対象者などを周知徹底し、利用者マナーの改善を図ります。



市役所の車いす駐車場

#### ③ヘルプマーク、マタニティマークの普及

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、 または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている 方が、周囲の方に知らせることにより、援助が得られやすくなるマークです。

また、マタニティマークとは、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し作られたマークで、妊産婦が交通機関などを利用するときに身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。

これらのマークを付けている方には、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動が求められているため、マークの普及啓発を図ります。



資料:東京都 HP



資料:厚生労働省 HP

### ④ 障がいや障がいのある方に対する理解の促進

障がいのある方が尊厳を持ち、地域でその方が望む充実した生活を送るためには、障がいに対する 理解が大切です。そのため、バリアフリー教育などを通じて障がいのある方に対する介助方法などを 学び、障がいや障がいのある方に対する理解の促進を図ります。

## ⑤放置自転車対策

鉄道駅利用者、買物客、自転車通勤者などによる放置自転車は、視覚障がい者や車いす使用者をは じめ多くの通行者の妨げとなります。本市においては、弥富駅及び近鉄佐古木駅周辺を自転車等放置 禁止区域に指定しており、区域内に放置された自転車は保管場に移動し、通行環境を保全しています。 今後においても、この取組を継続するとともに市と施設設置管理者等が協力し、放置自転車防止の啓 発活動に取り組みます。